

お知らせ

固定資産税・都市計画税の納付

収税課
☎229-3135 FAX229-3331

第2期の納期限は7月31日(金)です。金融機関または郵便局、コンビニ、スマートフォンなどの専用アプリで納めてください。専用アプリについて詳しくは津市ホームページをご覧ください。口座振替を利用すると、納める手間や納め忘れがなく便利です。11月末までに手続きをすると、第3期からの口座振替になります。

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難な人へ～徴収猶予の「特例制度」をご利用ください～

同感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった人は、1年間、市税の徴収の猶予を受けることができます。担保の提供は不要で、延滞金もかかりません。

詳しくは収税課(☎229-3136)までお問い合わせください。

対象 次の①②の両方を満たす納税者・特別徴収義務者

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
- ②一時に納付し、または納入することが困難であること

対象の市税 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する個人住民税、法人市民税、固定資産税など

災害に遭った場合に市税を減免

市民税課
☎229-3130 FAX229-3331
資産税課
☎229-3132 FAX229-3331

地震や風水害、火災などの災害で被災した場合に、災害発生日以後に納期限となる市税が減免され

る制度があります。減免を受ける場合は、原則納期限の7日前までに「減免申請書」と「被災証明書」を提出してください。

減免額 被災の程度に応じた割合
対象

▶市・県民税

- 災害により、本人(同居の扶養親族を含む)が所有する住宅または家財について生じた損害金額(保険金、損害賠償金などにより補てんされた金額を除く)が、被災時における価格の3割以上であると認められる場合
※所得制限あり

- 災害により死亡した場合など

▶固定資産税・都市計画税

- 災害により、面積の2割以上の地形が変わった土地
- 全壊または半壊、床上浸水による損害金額が、被災時における価格の2割以上であると認められる家屋と償却資産

新型コロナウイルス感染症 特別定額給付金の申請を受け付け中!



問い合わせ 新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進室 ☎ 229-3574
FAX 253-1166

6月8日時点で 津市民91.37%への振り込みが完了!

新型コロナウイルス感染症による生活の変化が大きな影響を及ぼしている中、家計支援として1人10万円の特別定額給付金を支給しています。津市では6月8日までに、全体の91.83%に当たる11万6,275通について申請書の返送がありました。また、同日時点で91.37%に当たる25万3,194人、253億1,940万円の給付が完了しています。申請が済んでいない人はお早めにご連絡をお願いします。

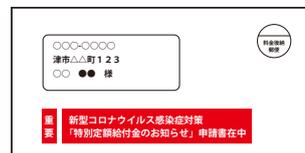
対象 基準日(令和2年4月27日)時点において津市の住民基本台帳に記録されている人

締め切り 8月12日(水)

申請書が届いていない人はご連絡を

「宛て所にたずねなし」などの理由で津市が送付した申請書在中の封筒が郵便局から返送されています。以下の理由などで申請書が手元に届いていない場合は、再送付しますのでご連絡ください。

- 転居したが、住民票の住所変更を行っていない
- 転送期間が過ぎている(郵便局の転送期間は届け出から1年間)
- 表札に氏名が掲示されていない



津市から送付される申請書在中の封筒